上記の者は、職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の17第２項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

厚生労働大臣　印

（縦6.0センチメートル、横8.5センチメートル）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　改正法附則第四条第一項の規定による登録の申請については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）第四十八条の六から第四十八条の十一までの規定の例により行うものとする。

２　改正法附則第四条第二項の規定による指定の申請については、新規則第四十八条の二十四から第四十八条の二十七までの規定の例により行うものとする。

３　新規則第四十八条の四第一項の認定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。

（受験資格に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に新規則第四十八条の四第一項の講習と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する講習の課程を修了している者については、新規則第四十八条の四の規定にかかわらず、この省令の施行後五年以内に限り、新規則第四十八条の四第一項に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

（試験の免除に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に法第三十条の四のキャリアコンサルタント試験と同等以上の試験であって厚生労働大臣が指定する試験の学科試験に合格している者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者については、この省令の施行後五年以内に限り、この省令の施行の日においてキャリアコンサルタント試験の学科試験に合格した者とみなす。

２　この省令の施行の際現に法第三十条の四のキャリアコンサルタント試験と同等以上の試験であって厚生労働大臣が指定する試験の実技試験に合格している者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者については、この省令の施行後五年以内に限り、この省令の施行の日においてキャリアコンサルタント試験の実技試験に合格した者とみなす。

（講習の免除に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現にキャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定に合格している者に対する新規則第四十八条の十七第五項の規定の適用については、この省令の施行の日においてキャリアコンサルタント試験に合格した者とみなす。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第六条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第七条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百一条の二の十二第一項第一号中「キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下同じ。）」を「担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）」に、「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第百二十五条第一項第一号イ(1)、同号ト(2)及び第百二十五条の四第一項第一号イ(1)(ii)中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第八条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

第十七条第十四号中「職業能力開発促進法施行令別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第九条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表キャリア・コンサルティングの項中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「キャリア・コンサルティングの」を「キャリアコンサルティングの」に、「担当キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下この号において同じ。）を行う者」を「キャリアコンサルティング担当者（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を用いたキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）を行う者」に、「担当キャリア・コンサルタントが行うキャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング担当者が行うキャリアコンサルティング」に改める。

○厚生労働省令第百七十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の二第一項、第三項及び第八項（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条の二第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第百九条の四第一項第三十八号並びに第百十条並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条の二第一項及び第三項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の二の次に次の三条を加える。

（法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第七十七条の二の二　法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者（世帯主（当該者の属する世帯の世帯主をいい、当該者が世帯主である場合を除く。）又は配偶者があるときは、当該世帯主又は当該配偶者が同項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者に限る。）とする。